

## 答申素案関連資料

---

# 地方独立行政法人・指定法人・一部事務組合の比較

		地方独立行政法人	指定法人 (例) 火薬類取締法に基づく指定試験機関	一部事務組合	
法人の性質		○ 特別行政主体	○ 一般社団・財団法人（経済産業大臣による指定）	○ 特別地方公共団体	
地方公共団体の関与	組織・人事	○ 設立団体の長の強い関与 ・ 理事長、監事、会計監査人の任免 ・ 中期目標期間終了時の組織・業務に関する検討等	○ 役員の選任及び解任について、経済産業大臣の認可が必要	○ 一部事務組合の議会の組織・選挙の方法、執行機関の組織・選任の方法について規約で定める	
	業務	目標による業績管理	○ 設立団体の長が中期目標を作成し（議会の議決が必要）、評価委員会が業務実績を評価	—	
		是正措置等	○ 設立団体の長による是正命令、報告・検査	○ 経済産業大臣による適合命令、監督命令 ○ 委任都道府県知事による必要な措置の指示 ○ 経済産業大臣・委任都道府県知事による報告徴収、立入検査	—
		具体的な業務内容に関する関与	○ 中期計画の作成、変更について、設立団体の長の認可が必要 ○ 設立団体の長による中期計画の変更命令 ○ 財務に関する設立団体の長の認可・承認（重要財産の処分等の認可等）	○ 試験事務規程の作成・変更、事業計画・収支予算について、経済産業大臣の認可が必要 ○ 経済産業大臣による試験事規程の変更命令 ○ 上記について、経済産業大臣は、委任都道府県知事からの意見聴取が必要	○ 構成団体は規約の変更、事務の変更等について協議して決定（構成団体の議会の議決が必要） ○ 構成団体による経費分賦に関する異議申出
法人における具体的な業務執行		○ 中期計画（3～5年）に基づき、自主的・自律的に業務を執行 ○ 設立団体が運営費交付金（使途の特定なし）を交付 ○ 事業終期の定めはない	○ 試験事務規程、事業計画等に基づき業務を執行 ○ 指定期間の定めはない	○ 規約等に基づき業務を執行（複数の構成団体による関与） ○ 経費は構成団体からの負担金等 ○ 毎年度の予算については議会の議決が必要 ○ 事業終期の定めはない	
職員の身分		○ 特定地独法：公務員（職員には地公労法が適用） ○ 一般型地独法：非公務員（みなし公務員等の規定あり）	○ 非公務員（みなし公務員等の規定あり）	○ 公務員	
広域連携の仕組み		○ 共同設立 設立団体の長の権限に関わる事項（中期目標の作成等）については設立団体の長が協議して定める等としている	○ 複数の都道府県より委任を受けることも可能	○ 構成団体は規約の変更、事務の変更等について協議して決定	